



2022年5月31日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 旅 工 房
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 高 山 泰 仁
(コード番号：6548 東証グロース)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 岩 田 静 絵
コーポレート本部長

ir@tabikobo.com

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月31日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の当社第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 今後の経営環境の変化に対応するため、今後の事業展開及び事業内容の多様化を勘案し、現行定款第2条を変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり現行定款第17条を変更するものです。
 - ① 変更案第17条1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第17条2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(水)

定款変更の効力発生日 2022年6月29日(水)

※第17条の効力発生日は2022年9月1日(木)です。

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (条文省略) ＜新設＞</p> <p>(12) 旅行及び観光地に関する情報提供並びにセミナーの企画及び運営</p> <p>(13) インターネットを利用したオンライン上の旅行・ツアー等の企画及び運営</p> <p>(14) 各種催事、会議、商談会、セミナー、研修等の企画、仲介及び運営</p> <p>(15) 貸会議室、事務スペース等の提供及び運営</p> <p>(16) 各種商品及びサービスの販路開拓、販売促進、販売・代理店業及び販売業務の外部委託業務</p> <p>(17) 健康診断、検診及び検査等医療サービスに関する情報の提供及びこれらの予約の代理、媒介又は取次業務</p> <p>(18) 旅館業法に基づく、旅館・簡易宿所・ホテルの経営、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業その他宿泊施設の経営及び住宅宿泊事業法に基づく、住宅宿泊事業</p> <p>(19) 演劇、演芸、映画、音楽、及びスポーツに関するチケット、書籍・絵葉書の取次販売</p> <p>(20) 音楽、映画、演劇、公演の制作及びその請負と興行並びにその施設の運営、請負</p> <p>(21) ラジオ、テレビ放送番組、コマーシャル、コマーシャルソングの企画、制作、請負並びに著作権事業</p> <p>(22) 音声、映像のソフトウェア(ディスク、テープ、フィルム)書籍の企画、制作、製造、販売、貸与並びに著作権事業</p> <p>(23) ビデオテープ、レコード、CD、DVD、旅行用品、写真、ポジフィルム、スポーツ用</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (現行どおり)</p> <p><u>(12) 酒類の小売業、通信販売、輸出入及び卸売業</u></p> <p>(13) 旅行及び観光地に関する情報提供並びにセミナーの企画及び運営</p> <p>(14) インターネットを利用したオンライン上の旅行・ツアー等の企画及び運営</p> <p>(15) 各種催事、会議、商談会、セミナー、研修等の企画、仲介及び運営</p> <p>(16) 貸会議室、事務スペース等の提供及び運営</p> <p>(17) 各種商品及びサービスの販路開拓、販売促進、販売・代理店業及び販売業務の外部委託業務</p> <p>(18) 健康診断、検診及び検査等医療サービスに関する情報の提供及びこれらの予約の代理、媒介又は取次業務</p> <p>(19) 旅館業法に基づく、旅館・簡易宿所・ホテルの経営、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業その他宿泊施設の経営及び住宅宿泊事業法に基づく、住宅宿泊事業</p> <p>(20) 演劇、演芸、映画、音楽、及びスポーツに関するチケット、書籍・絵葉書の取次販売</p> <p>(21) 音楽、映画、演劇、公演の制作及びその請負と興行並びにその施設の運営、請負</p> <p>(22) ラジオ、テレビ放送番組、コマーシャル、コマーシャルソングの企画、制作、請負並びに著作権事業</p> <p>(23) 音声、映像のソフトウェア(ディスク、テープ、フィルム)書籍の企画、制作、製造、販売、貸与並びに著作権事業</p> <p>(24) ビデオテープ、レコード、CD、DVD、旅行用品、写真、ポジフィルム、スポーツ用</p>

現行定款	変更案
<p>品等のレンタル及び販売</p> <p>(24) 芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の育成並びにマネジメント</p> <p>(25) キャラクター商品の企画、販売並びに使用せしめる権利の管理</p> <p>(26) 不動産の売買、交換、賃貸借及び管理並びにこれらの代理、媒介、仲介</p> <p>(27) 古物の売買</p> <p>(28) Webサイトの企画、制作、管理、運営</p> <p>(29) ソフトウェアの企画、設計、開発、保守、運用</p> <p>(30) コンピュータシステムの企画、設計、開発、保守、運用</p> <p>(31) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業</p> <p>(32) 労働者派遣事業</p> <p>(33) 再就職支援事業</p> <p>(34) 人材コンサルティング、人材育成の教育研修事業</p> <p>(35) 投資業</p> <p>(36) 経営コンサルティング並びに資産運用及び管理に関するコンサルティング</p> <p>(37) 総務、経理、人事労務その他の事務等の受託代行業務</p> <p>(38) 前各号に付帯するコンサルティング業務</p> <p>(39) 前各号に付帯または関連する一切の業務</p>	<p>品等のレンタル及び販売</p> <p>(25) 芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の育成並びにマネジメント</p> <p>(26) キャラクター商品の企画、販売並びに使用せしめる権利の管理</p> <p>(27) 不動産の売買、交換、賃貸借及び管理並びにこれらの代理、媒介、仲介</p> <p>(28) 古物の売買</p> <p>(29) Webサイトの企画、制作、管理、運営</p> <p>(30) ソフトウェアの企画、設計、開発、保守、運用</p> <p>(31) コンピュータシステムの企画、設計、開発、保守、運用</p> <p>(32) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業</p> <p>(33) 労働者派遣事業</p> <p>(34) 再就職支援事業</p> <p>(35) 人材コンサルティング、人材育成の教育研修事業</p> <p>(36) 投資業</p> <p>(37) 経営コンサルティング並びに資産運用及び管理に関するコンサルティング</p> <p>(38) 総務、経理、人事労務その他の事務等の受託代行業務</p> <p>(39) 前各号に付帯するコンサルティング業務</p> <p>(40) 前各号に付帯または関連する一切の業務</p>
<p>第3条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第16条 (現行どおり)</p>
<p><u>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすこと</p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>ができる。</p> <p><新設></p> <p>第 18 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p><新設></p>	<p><u>第 17 条 (電子提供措置等)</u></p> <p><u>① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 18 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>① 定款第 17 条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>